

平成 21 年 7 月吉日

お 客 様 各 位

(建築主・設計者様)

株式会社 山形県建築サポートセンター

構造計算を要する建築物に係る確認検査業務手数料の改定について（お知らせ）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご承知の通り、平成 19 年 6 月 20 日に建築基準法が改正・施行され、建築確認・検査全般にわたり規定が厳正化され、確認審査・検査の要件が付加されました。それに伴い、特に構造審査等にこれまで以上に時間を要しているところです。

これからもお客様に、より質の高いサービスと精度の高い審査等を提供させていただくため、今回、構造計算を伴う建築物に限り、手数料の改定をさせていただくことにいたしました。

誠に恐縮ですが、下記により適用させていただきたいと思いますので、何卒この度の趣旨をご理解いただきまして、今後とも、これまでと変わらないご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、改定の適用日 平成 21 年 9 月 1 日（火）申請受付分より

2、改定内容 次項

ご不明の点がございましたら、当センターまでお問い合わせ下さい。

お客様へ

9月1日から『構造計算を要する建築物』の確認申請手数料が変わります

株式会社山形県建築サポートセンター

改定手数料一覧

1、＜構造計算を要する建築物に係る手数料＞

(消費税は非課税)

床面積の合計	新手数料	現行手数料
30 ㎡以内のもの	9, 0 0 0	5, 0 0 0
30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの	1 7, 0 0 0	9, 0 0 0
100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの	2 7, 0 0 0	1 4, 0 0 0
200 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの	3 6, 0 0 0	1 9, 0 0 0
工作物 1 件につき	1 1, 0 0 0	8, 0 0 0
工作物の変更	5, 0 0 0	4, 0 0 0

(注)『構造計算を要しない建築物』については、手数料の改定はありません。

2、＜構造計算適合性判定手数料等＞

(消費税は非課税)

床面積の合計	構造計算の方法	判定手数料	事務手数料	新手数料
1000 ㎡以内	大臣認定プログラム	1 3 8, 0 0 0	5, 0 0 0	9, 0 0 0
	大臣認定プログラム	1 7 7, 0 0 0	5, 0 0 0	～
	以外のもの			3 6, 0 0 0

(注 1)、構造計算適合性判定を要する手数料は、

「判定手数料」＋「事務手数料」＋「新手数料」を加算した額とする。

(注 2)、手数料は、構造計算適合性判定を要する構造計算 1 件毎につき徴収する。